

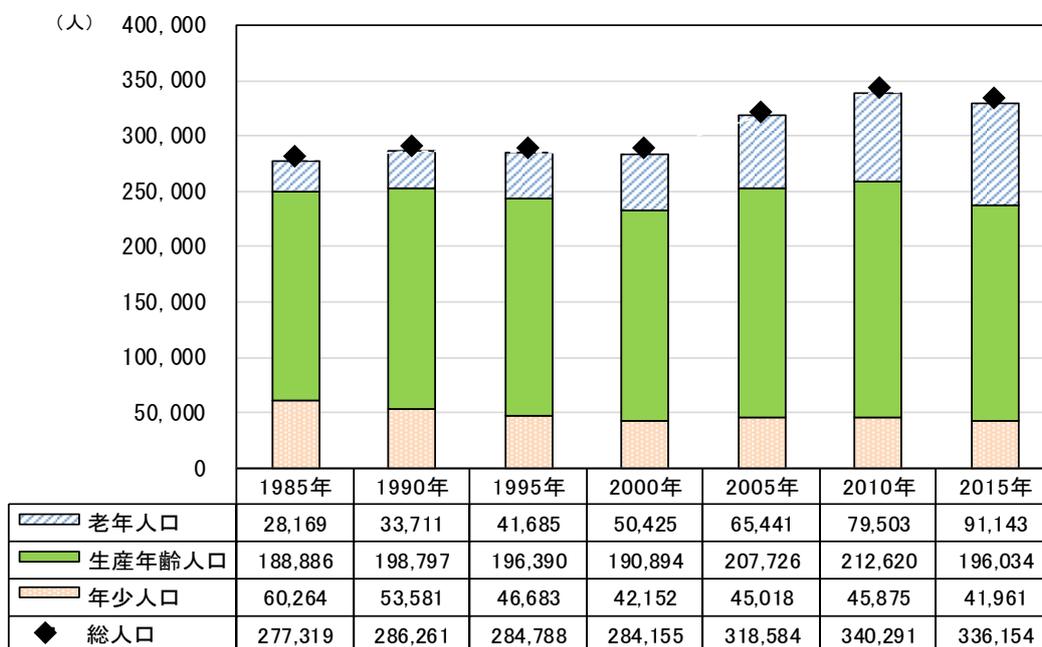
第2章 まえばしの現状

1. 男女共同参画の視点からみたまえばしの現状

(1) 人口・世帯

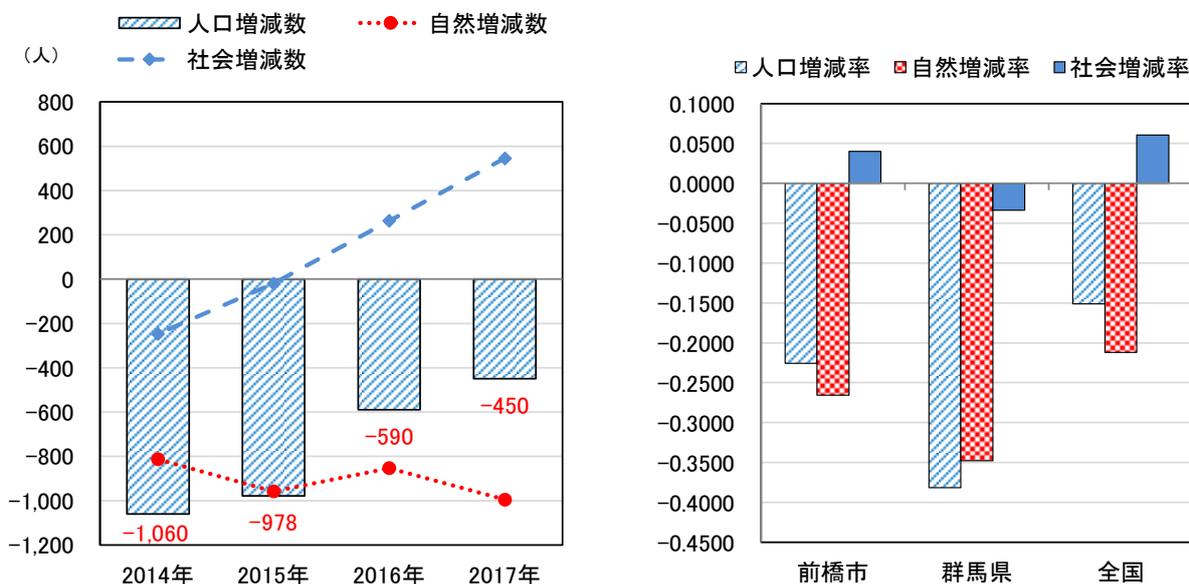
合併後の総人口は30万人台にのぼり、平成22(2010)年では340,291人、平成27(2015)年は336,154人となっています。年齢構成について、近年は全国と同様に少子・高齢化がみられます。(図表3)。全国・県に比べると人口減少率は低いものの、社会増よりも自然減が多い傾向にあります(図表4)。

図表3 本市の総人口と年齢3階級人口の推移



資料：国勢調査

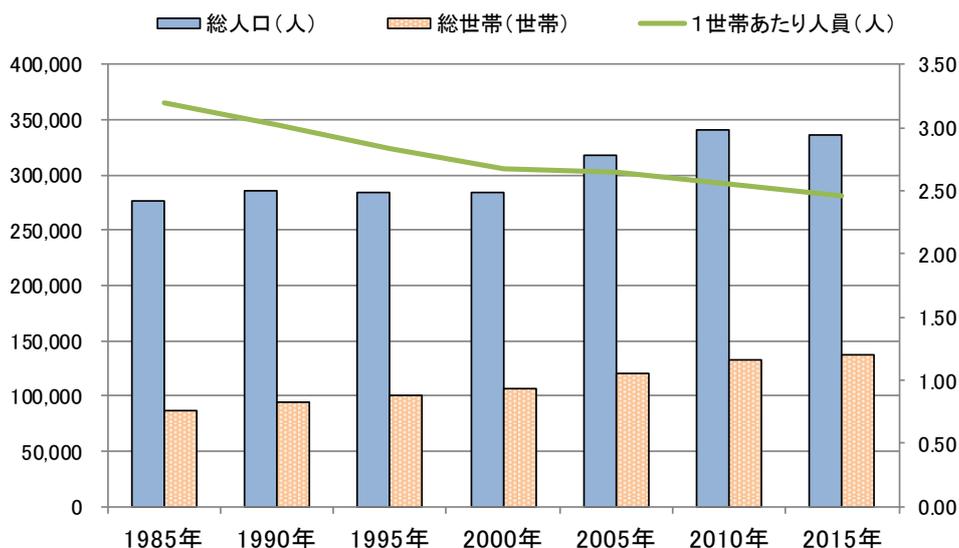
図表4 自然増減と社会増減の推移



資料：総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数」

世帯数は一貫して増加しており、平成 22 (2010) 年では 133,056 世帯に、平成 27 (2015) 年は 136,591 世帯にのぼります。内訳をみると、「単独世帯」は平成 22 年 (2010) 年では 38,277 世帯に、平成 27 (2015) 年では 42,870 世帯に急増したほか、「夫婦のみの世帯」も増加しています。また、「ひとり親と子供から成る世帯」は平成 22 (2010) 年の 11,833 世帯から平成 27 (2015) 年は 12,355 世帯と 4.4% 増えています (図表 5)。

図表 5 世帯数・世帯類型の推移



(上段:世帯、下段:%)

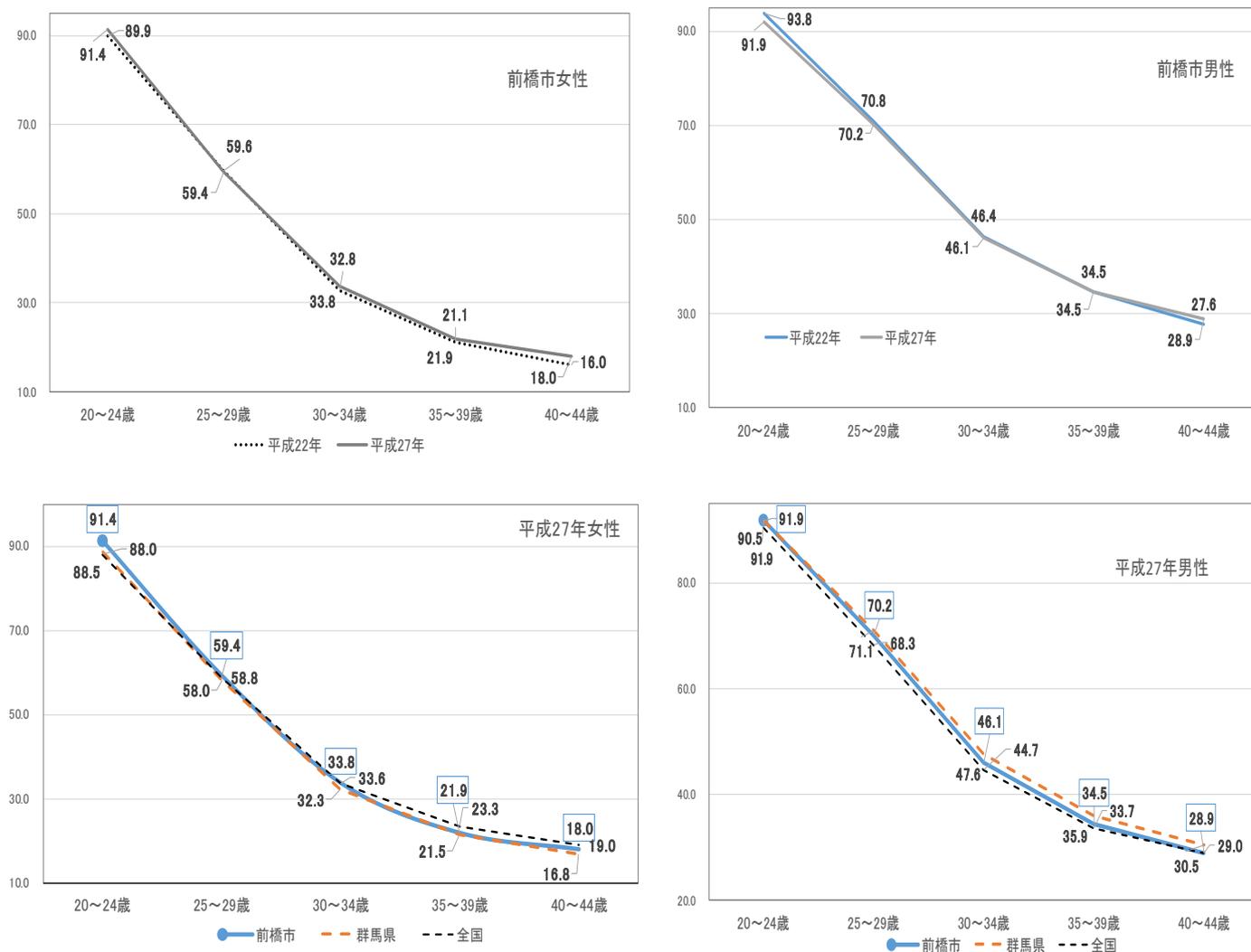
		総数	単独世帯	親族のみの世帯				同居親族世帯	非親族世帯
				核家族世帯			ひとり親と子供		
				夫婦のみ	夫婦と子供				
総数	2010年	133,056	38,277	27,055	39,687	11,833	14,908	1,239	
		100.0	28.8	20.3	29.8	8.9	11.2	0.9	
	2015年	136,591	42,870	28,174	38,716	12,355	12,621	1,127	
		100.0	31.6	20.7	28.5	9.1	9.3	0.8	

資料：国勢調査

(2) 婚姻状況

平成 22 (2010) 年と平成 27 (2015) 年を比べると、男女ともにすべての年代で未婚率は横ばいで、男女ともに 40 歳代前半で微増となっています。県、全国との比較で見ると、20 歳代の女性の未婚率がやや高いです。(図表 6)。

図表 6 未婚率の推移



〔平成 27(2015)年における未婚率の県、全国との比較〕

(%)

女性	20~24歳	25~29歳	30~34歳	35~39歳	40~44歳
前橋市	91.4	59.4	33.8	21.9	18.0
群馬県	88.5	58.0	32.3	21.5	16.8
全国	88.0	58.8	33.6	23.3	19.0
男性	20~24歳	25~29歳	30~34歳	35~39歳	40~44歳
前橋市	91.9	70.2	46.1	34.5	28.9
群馬県	91.9	71.1	47.6	35.9	30.5
全国	90.5	68.3	44.7	33.7	29.0

資料：国勢調査

婚姻率が減少傾向にありましたが、平成 26 年は婚姻率 4.9‰と微増となりました。離婚率は減少傾向にあり、平成 26 年は離婚率 1.6‰となっています。(図表 7)

図表 7 婚姻率・離婚率の推移

年次	婚姻件数	離婚件数	婚姻率	離婚率
			(人口千人対)	
平成 22 年	1,698 件	677 件	5.0‰	2.0‰
平成 23 年	1,620 件	592 件	4.8‰	1.7‰
平成 24 年	1,621 件	601 件	4.8‰	1.8‰
平成 25 年	1,552 件	594 件	4.6‰	1.8‰
平成 26 年	1,629 件	524 件	4.9‰	1.6‰

資料：人口動態統計

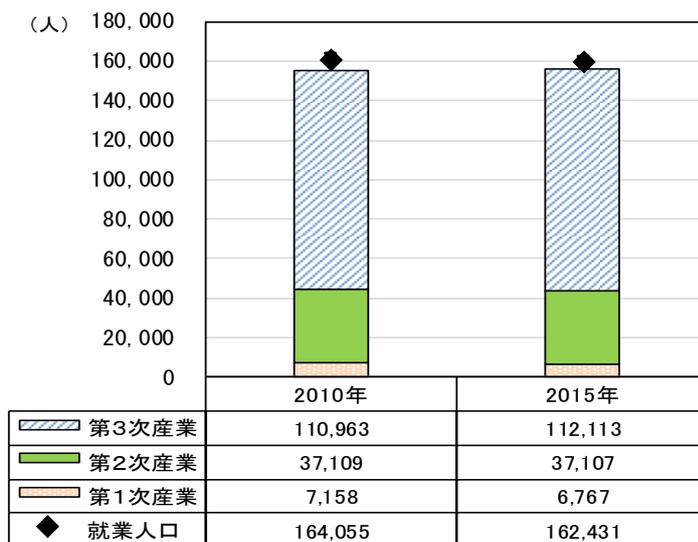
注：‰（パーミル）は千分率を表す。例えば、図表 7 の平成 22 年婚姻率 5.0‰（パーミル）は、人口 1,000 人に対し 5 人が婚姻した割合のこと。

(3) 就業状況

平成 22 (2010) 年の就業者数は 164,055 人 (女性 70,913 人、男性 93,142 人) でしたが、平成 27 (2015) 年は、162,431 人 (女性 71,817 人、男性 90,614 人) となり、全体の就業者数と男性の就業者数が減少し、女性の就業者数が増加しています。

平成 22 (2010) 年に比べ男女ともに第 1 次産業で働く人が減少し、第 3 次産業が増え、第 3 次産業の割合は男女ともに県・全国を上回っています。

図表 8 産業別人口の推移



資料：国勢調査（就業人口には分類不能の産業」を含む）

〔平成 27(2015)年における産業別人口比率の県、全国との比較〕

(%)

	女性			男性		
	第1次産業	第2次産業	第3次産業	第1次産業	第2次産業	第3次産業
前橋市	4.0	13.7	82.3	4.6	31.8	63.6
群馬県	4.7	19.9	75.4	5.4	40.9	53.7
全国	3.5	14.8	81.6	4.3	32.9	62.8

資料：国勢調査

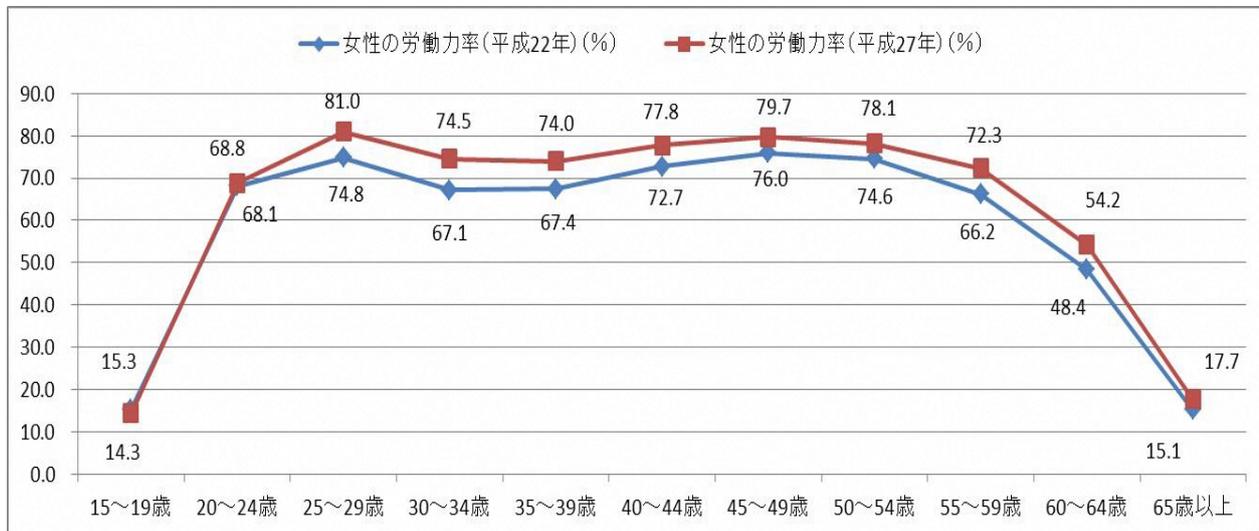
注：第 1 次産業は農業など、第 2 次産業は製造業など、第 3 次産業は卸売業・小売業、医療・福祉、宿泊業・飲食業などです。

平成 22 (2010) 年と平成 27 (2015) 年を比べると、20 歳代後半以降の女性の労働力率は増加しており、M字の底が浅くなっています (図表 9)。

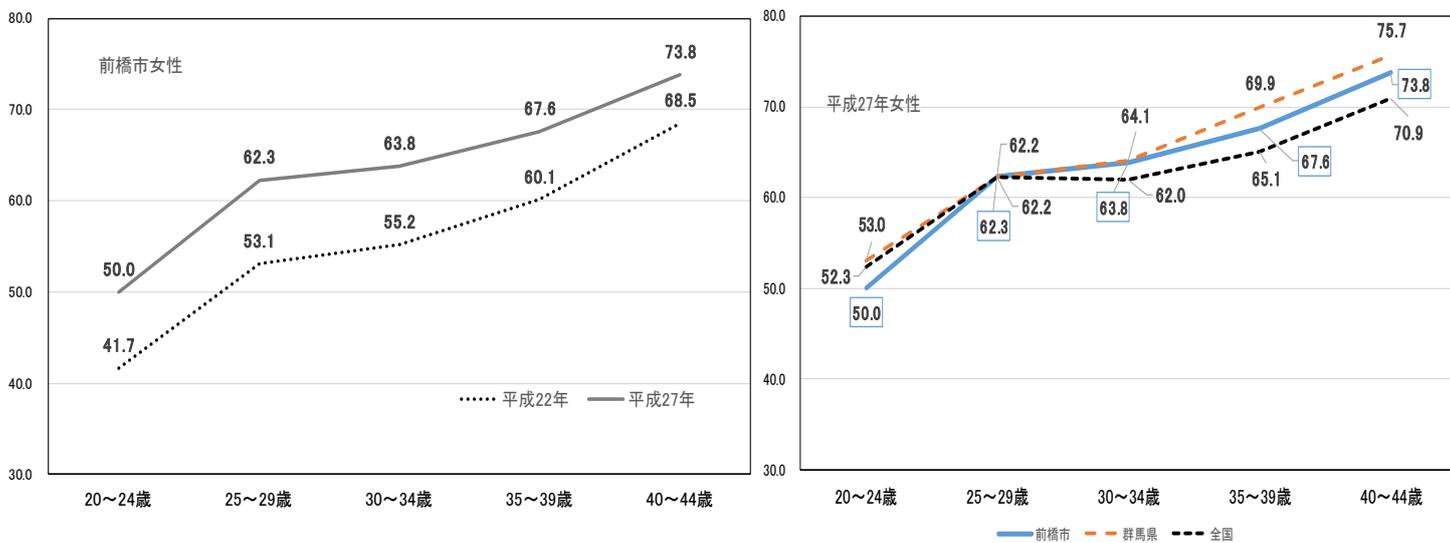
平成 22 (2010) 年と平成 27 (2015) 年の有配偶女性の労働力率を比べると、子育て期の 20~30 歳代は増加しています。また平成 22 (2010) 年は 30 歳~40 歳代では全国を上回るものの、県を下回る水準にあります。

20～30 歳代の有配偶女性の働く割合は増加しました。依然としてM字カーブは解消されていません。

図表 9 女性の労働力率の推移



図表 10 有配偶女性の労働力率の推移(平成22年・27年比較)



[平成27(2015)年における有配偶女性の労働力率の県、全国との比較]

(%)

	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳
前橋市	50.0	62.3	63.8	67.6	73.8
群馬県	53.0	62.2	64.1	69.9	75.7
全国	52.3	62.2	62.0	65.1	70.9

資料：国勢調査

2. 市民意識調査からみられる市民意識の現状

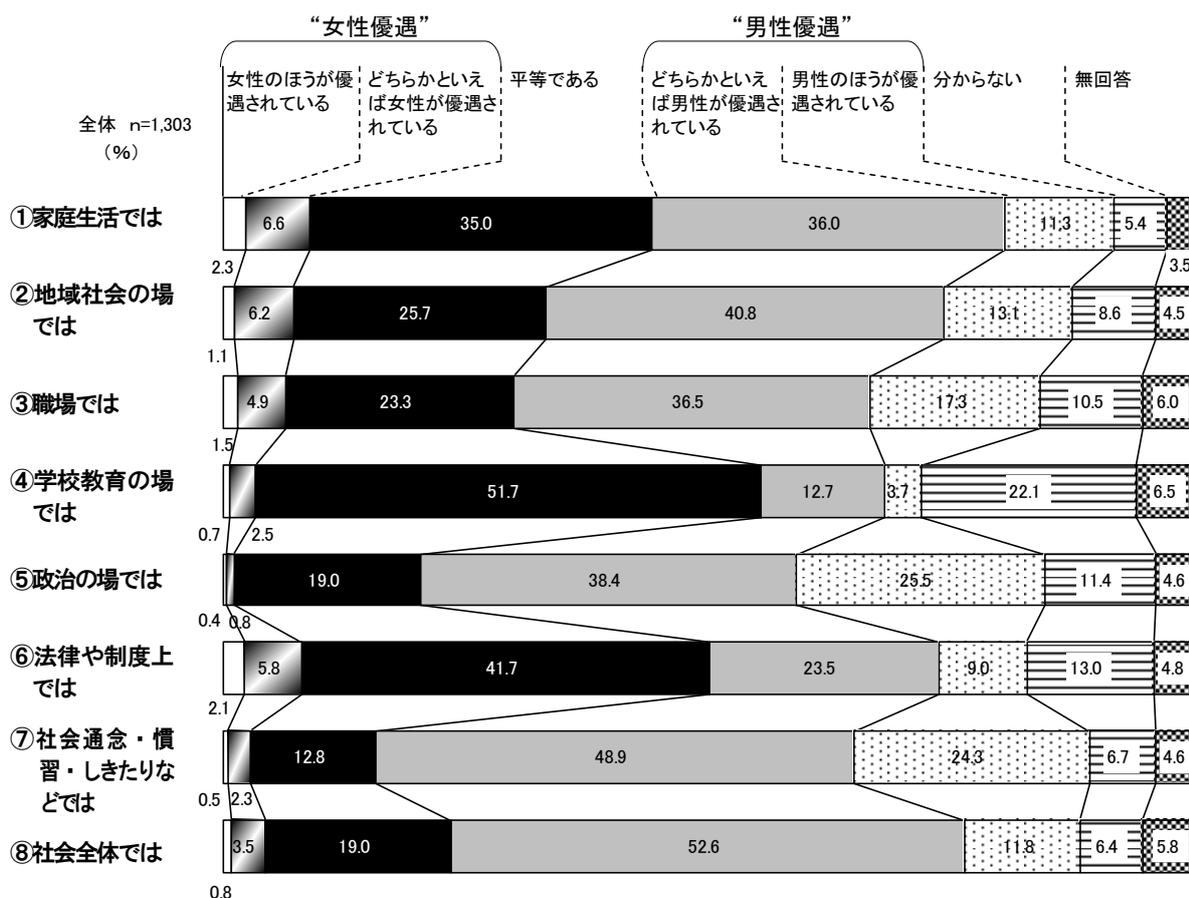
(1) 市民の生活や社会の状況に関する意識

【④学校教育の場】では「平等」とする市民は51.7%にのびりましたが、【⑧社会全体】
【⑦社会通念・慣習・しきたりなど】【⑤政治の場】【②地域社会の場】【③職場】では“男
性優遇”が「平等」、「女性優遇」を大きく上回り、特に【⑦社会通念・慣習・しきたりな
ど】【⑤政治の場】【⑧社会全体】で男性優遇感が高い結果となりました（図表 11）。

平成 19 年に市が実施した前回調査と比べると、【④学校教育の場】以外は「平等」が増
加し、“男性優遇”が減少しました（図表 12、図表 13）。

しかし、男女別にみると、すべての分野で「平等」と回答する割合は女性で低いほか、
【⑥法律や制度上】【①家庭生活】で男女差が大きくなっています（図表 13）。

図表 11 各分野における今の生活や社会の状況に関する意識

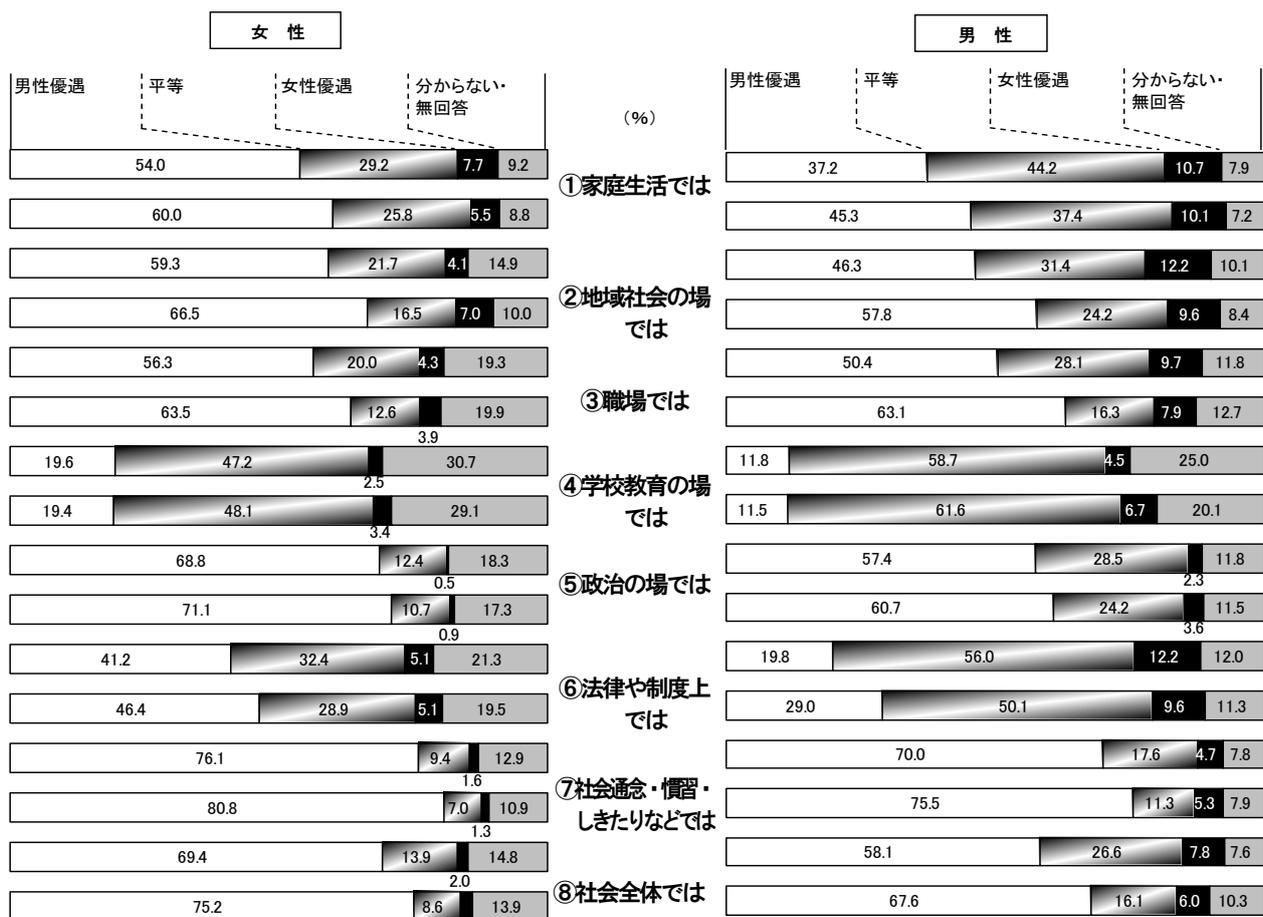


資料：市民意識調査（平成 24 年）

注：“男性優遇”とは「男性ほうが優遇されている」と「どちらかといえば男性が優遇されている」の合計、“女性優遇”も同様です。

アンケートのグラフでnとして表記している場合は、当該調査の有効回答数を表わします。

図表 12 各分野における今の生活や社会における平等感(前回調査との比較)



上段：平成 24 年調査区 女性 n=765 下段：平成 19 年調査区女性 n=532

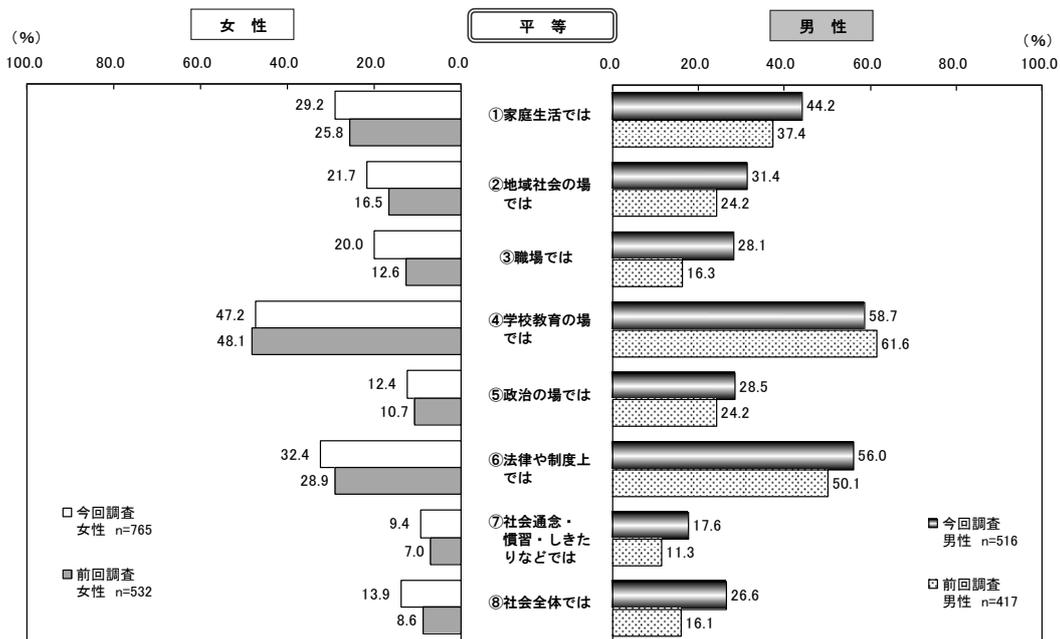
上段：平成 24 年調査区 男性 n=516 下段：平成 19 年調査区男性 n=417

資料：市民意識調査（平成 24 年・19 年）

注：前回調査は平成 19（2007）年に実施しています。

“男性優遇”とは「男性のほうが優遇されている」と「どちらかといえば男性が優遇されている」の合計、“女性優遇”も同様です。

図表 13 「平等」について前回調査との比較(再掲)

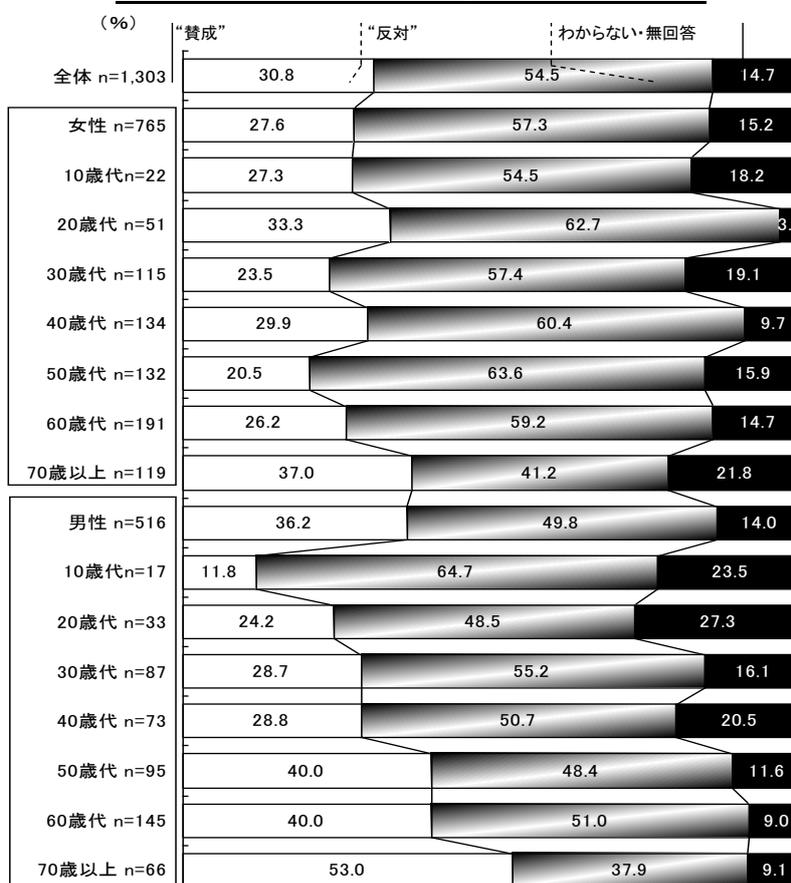


資料：市民意識調査（平成 24 年・19 年）

(2) 固定的な性別役割分担意識の現状

「男は仕事、女は家庭」という固定的な性別役割分担意識は単に個人的な考え方にとどまらず、社会の制度や慣行に反映し、男性は強くなくてはならない、女性は家事や子育て・介護をすべきといった社会の考え方を形成しており、男女の生き方の選択を制約するものにつながる可能性があります。市民意識調査の回答者全体では、固定的な性別役割分担意識について“反対”が“賛成”を20ポイント以上上回り（図表14）、前回調査と比べ“反対”が増加しました（図表15）。しかし結婚・子育て期の20歳代や30歳代においても“賛成”が20～30%台となっており、20歳代、50歳代で“反対”の男女差が10ポイントを超えています。

図表14 「男は仕事、女は家庭」という考え方について



資料：市民意識調査（平成24年）

注：“反対”とは「どちらかといえば反対」と「反対」の合計、“賛成”とは「どちらかといえば賛成」と「賛成」の合計です。

図表15 「男は仕事、女は家庭」という考え方の前回調査・群馬県調査・全国調査との比較 (%)

	“反対”			“賛成”		「わからない」・無回答	
	「反対」	「どちらかといえば反対」	「どちらかといえば賛成」	「賛成」	“賛成”		
市民意識調査(平成24年)	19.4	35.1	54.5	26.0	4.8	30.8	14.7
市民意識調査(平成19年)	17.0	28.9	45.9	33.6	7.5	41.1	13.1
群馬県調査(平成21年)	6.1	31.6	37.7	27.9	23.6	51.5	10.9
全国調査(平成21年)	10.6	30.7	41.3	31.3	23.8	55.1	3.6

資料：市民意識調査（平成24年、19年）群馬県は「男女共同参画社会に関する県民意識調査」、全国は「男女共同参画社会に関する世論調査」（内閣府）

3. 第四次基本計画前期の取組状況

(1) 取組状況

第三次基本計画では具体的な施策が81 施策(担当課が複数ある施策があり調査数は97 項目)ありましたが、第四次基本計画では男女共同参画社会の実現に向けて有効な施策であるのかを改めて確認した上で計画に盛り込むべき施策の選択を図り、第四次基本計画では具体的な施策を61 施策(担当課が複数ある施策があり調査数は75 項目)にまとめました。

また、計画の実効性を確保するため、目標達成に向けた的確な成果目標を設定しました。具体的な施策ごとに指標を設定し、目標値もできるかぎり数値目標としました。そのため具体的な施策がより明確化され、各課で具体的な施策の取組を進めることができました。

平成28年度現在、目標を達成及び概ね達成している項目は75 項目中66 項目(88%)、着手したが不十分である項目は7 項目(9%)、実施できなかった項目は2 項目(3%)となっています。

(2) 進捗状況

平成28年度末時点での「A 進捗状況の評価」及び「B 男女共同参画社会の形成の観点からの有効度」について（図表16）、各課に調査を行いました。

具体的な施策数61（担当課が複数ある施策があり調査数は75）について、「A 進捗状況の評価」は、「a：計画通り」及び「b：概ね計画通り」に施策を進められた項目が75項目中66項目ありました。「B 男女共同参画社会の形成の観点からの有効度」は、「e：有効である」施策項目が75項目中66項目でした。「f：有効でない（男女共同参画との関係があまり見えない）」施策項目については、平成29年度に中間の見直しを行いました。（図表17）。

図表 16 評価の基準

区分	評価の基準
A 進捗状況の評価	a: 計画通り
	b: 概ね計画通り
	c: 着手したが不十分
	d: 実施できなかった
B 男女共同参画社会の形成 の観点からの有効度	e: 有効である
	f: 有効でない(男女共同参画との関係があまり見えない)

図表 17 全体の評価

A 進捗状況の評価				B 男女共同参画社会の 形成の観点からの有効度		調査数	具体的施策
a：計画 通り	b：概ね 計画通り	c：着手し たが不十分	d：実施で きなかつた	e：有効で ある	f：有効で ない		
37項目	29項目	7項目	2項目	66項目	9項目	75項目	61施策

(3) 基本目標の状況

基本目標 I 一人ひとりが尊重される～まえばし

施策の方向		A 進捗状況の評価				B 男女共同参画社会の形成の観点からの有効度		調査数	具体的施策数
		a：計画通り	b：概ね計画通り	c：着手したが不十分	d：実施できなかった	e：有効である	f：有効でない		
1	人権尊重・男女平等意識の向上	7項目	6項目	2項目	0項目	12項目	3項目	15項目	13施策
2	互いの性を尊重する社会づくり	10項目	2項目	2項目	0項目	12項目	2項目	14項目	13施策

「1 人権尊重・男女平等意識の向上」と「2 互いの性を尊重する社会づくり」は、「A 進捗状況の評価」について、概ね「a：計画通り」「b：概ね計画通り」という結果でした。

一方、「B 男女共同参画社会の形成観点からの有効度」では、国際理解と協調、リプロダクティブ・ヘルス/ライツ、男女平等の視点に立った情報教育の分野で、「f：有効でない（男女共同参画との関係があまり見えない）」という結果が出ました。

その主な要因は以下の通りです。

- 国際理解の施策について、施策と数値指標・目標値の関連が見い出しにくかったこと
- リプロダクティブ・ヘルス/ライツの言葉と内容に特化した周知が難しかったこと
- 「男女平等の視点に立った情報教育の推進」の指標について「情報教育主任研修会の実施」を掲げていたが、所管課としては男女共同参画の視点から女性に対する暴力の根絶に向けての施策と研修会の内容が一致しないため、男女共同参画との関係がみえなかったこと

基本目標Ⅱ みんなが主役になれる～まえばし

施策の方向		A 進捗状況の評価				B 男女共同参画社会の 形成の観点からの 有効度		調査 数	具体的 施策数
		a：計画 通り	b：概ね 計画通り	c：着手 したが 不十分	d：実施 できな かった	e：有効 である	f：有効 でない		
3	政策・方針決定の 場への女性の参画 推進	2項目	2項目	1項目	0項目	5項目	0項目	5 項目	4 施策
4	女性が活躍する範 囲の拡大	7項目	3項目	1項目	1項目	11項目	1項目	12 項目	7 施策

「3 政策・方針決定の場への女性の参画推進」と「4 女性が活躍する範囲の拡大」は、「A 進捗状況の評価」について、概ね「a：計画通り」「b：概ね計画通り」という結果でした。一方、「c：着手したが不十分」「d：実施できなかった」項目が、計3項目ありました。

「B 男女共同参画社会の形成の観点からの有効度」は、概ね「e：有効である」という結果でしたが、「f：有効でない」項目が、計1項目ありました。

その主な要因は以下の通りです。

- 「市の方針決定の場における女性の登用の促進」の具体的施策としての「審議会等への女性委員への登用促進」について、市は、委員改選時に女性委員を積極的に登用する働きかけを行っているが、審議会等における女性委員の割合の指標実績が昨年度を下回った。委員選任に際し、男女問わず適任者を選出することが第一条件であることと、各選出母体に女性が少ないこと
- 「男女平等を阻む制度・慣行の見直し」の具体的施策としての「市役所における慣習慣行の見直し」について、庁内の事業に男女職員が等しく参加できるようガイドラインの作成を掲げていたが、研究レベルにとどまったこと
- 「様々な分野への女性の参画」の具体的施策としての「観光分野における男女共同参画」については、「ようこそまえばしを進める会委員会」のメンバー構成に充て職的な要素が多く、女性の割合が低迷していること

基本目標Ⅲ 多様なライフスタイルを実現できる～まえばし

施策の方向	A 進捗状況の評価				B 男女共同参画社会の 形成の観点からの 有効度		調査 数	具体的 施策数
	a：計画 通り	b：概ね 計画通り	c：着手 したが 不十分	d：実施 できな かった	e：有効 である	f：有効 でない		
5 男女がいきいきと 働ける環境の向上	5項目	4項目	0項目	1項目	7項目	3項目	10 項目	9 施策
6 安心して子育て・介 護ができる暮らしの 支援	5項目	9項目	0項目	0項目	14項目	0項目	14 項目	10 施策
7 ゆとりある生活の 推進	1項目	3項目	1項目	0項目	5項目	0項目	5 項目	5 施策

「5 男女がいきいきと働ける環境の向上」では、「A 進捗状況の評価」で「a：計画通り」「b：概ね計画通り」が調査数 10 項目中 9 項目でした。一方、「d：実施できなかった」という項目が 1 項目ありました。「B 男女共同参画社会の形成の観点からの有効度」でも「e：有効である」が調査数 10 項目中 7 項目である一方、「f：有効でない」が 3 項目ありました。

「6 安心して子育て・介護ができる暮らしの支援」では、「A 進捗状況の評価」で「a：計画通り」「b：概ね計画通り」が調査数 14 項目中 14 項目となり、「B 男女共同参画社会の形成の観点からの有効度」でも「e：有効である」が調査数 14 項目中 14 項目で、施策を推進することができました。

「7 ゆとりある生活の推進」では、「A 進捗状況の評価」で「a：計画通り」「b：概ね計画通り」が調査数 5 項目中 4 項目で、一方、「c：着手したが不十分」という項目が 1 項目ありました。「B 男女共同参画社会の形成の観点からの有効度」では「e：有効である」が調査数 5 項目中 5 項目でした。

その主な要因は以下の通りです。

- 具体的な施策「事業所への労働法等の啓発」で男女共同参画センターが事業所との接点がないため施策を進められなかったこと
- 「ワーク・ライフ・バランスの普及・促進」で講座開催や情報提供を行ったが、実際普及したとはいえ周知の事業は評価が難しいこと

(4) 本計画策定にあたって留意した点

これらの総括を踏まえ、本計画では以下の点に留意しました。

① 評価の結果に基づく施策検討

男女共同参画との関連がみえにくい施策については、その原因を調査し、見直しました。また、評価の高い施策についても、今後、単に継続するにとどまらず、さらに効果を高めるよう見直しを行いました。

② 施策の重点化

施策（事業）と男女共同参画との関係についてさらなる検討を行い、男女共同参画社会の実現に向けて有効な施策であるのかを改めて確認した上で、計画に盛り込むべき施策の選択と集中を図りました。

③ 新たな課題への取組

「LGBT（性的少数者）への理解の促進」、「男性の育児参加のための休暇の取得促進」を新たに具体的な施策に加えました。

④ 実効性を高める進行管理

計画の実効性を確保するため、目標達成に向けた的確な指標を設定しました。

